

南医第 1189 号  
令和 6 年 8 月 19 日

患者の皆様

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター  
院長 福里 吉充

書類紛失（誤廃棄）による個人情報の漏えいのおそれがある事案について

この度、当院が医事会計窓口業務を委託している日本総合整美株式会社において、診療費入金に係る書類の一部を誤って廃棄する事案が発生いたしました。

当該書類には、個人情報である患者様の氏名等 4,334 名分（うち、クレジットカード支払を利用された方 1,370 名）が含まれており、個人情報漏えいのおそれがある事案に該当することから、当該書類に記載があった全ての患者様へお詫びいたしますとともに、本事案の概要についてご連絡させて頂いております。

皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

## 1 紛失書類の概要

- (1) 紛失書類：診療費入金自動精算機に係る書類（現金持出集計表、入金リスト）
- (2) 紛失期間：令和 6 年 7 月 2 日から令和 6 年 7 月 22 日まで
- (3) 含まれていた個人情報の種類：患者氏名、受診診療科、保険種別、入金額、

クレジットカード会社名、クレジットカード名義

※病名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、職業、クレジットカード番号は廃棄された書類には含まれておらず、これらについて漏えいのおそれはありません。

※書類は院内清掃業務を行う事業者が執務室内の清掃を行った際に、廃棄物と誤認して回収されていることから、既に焼却されたものと判断しております。

## 2 経緯

- ・ 7 月 30 日(火) 当院医事課執務室内において、担当職員が当該書類を利用後、定められている保管場所へ戻さず、執務机周辺に仮置きし退勤。
- ・ 7 月 31 日(水) 出勤後、同書類が前日においていた場所にないことに気づいたものの、他の職員が使用していると考え、所在確認を行わなかった。
- ・ 8 月 2 日(金) 関係職員間で所在の確認を行ったところ、紛失が判明。全職員で捜索したものの見つからず、当該書類が執務室の個人用ゴミ箱周辺に仮置きされていたことから、誤って回収・廃棄された可能性が高いと判断され、委託業者から病院側へ書類紛失に係る報告がなされた。

本件について、その後、職員および各事業者への聞き取りを継続した結果、院内清掃業務を委託している業者の職員が、7月31日の午前6時半頃に、当該書類を廃棄物と誤認し回収していたことがわかりました。書類を含むゴミは、午前7時に鍵付きの保管庫に保管され、午後1時に焼却場へ運搬された後、焼却処分されたものと判断しております。

### 3 再発防止策

書類管理の見直しを図り、精算機関連書類を利用する際は、その都度ファイリングするとともに、所定の書棚への保管を徹底いたします。

また、日々の事務作業終了時に委託責任者と正職員の双方により、チェックリストを用いた書類の所在確認を実施するとともに、事務机付近のゴミ箱を撤去することで誤廃棄のリスクを減らすなどの再発防止策を講じてまいります。

### 4 本事案の悪用についての注意喚起

今回の書類紛失に関する今後の報道等を受けて、本事案を悪用し再入金や還付金詐欺等が発生する恐れがあります。

何らかの不審な連絡を受けた場合には、支払い等に応じることなく、以下の問い合わせ・ご相談窓口へ、ご確認のご連絡をお願い致します。

当院から確認のお電話や診療費の再入金を依頼することはございません。

### 5 お問い合わせ・ご相談窓口

〈お電話でのお問い合わせ：平日8時30分～17時〉

- ・電話番号（直通）：080-6493-5186
- （直通）：080-9853-8497

〈メールでのお問い合わせ 24時間受付〉

- ・メールアドレス：xx036072@pref.okinawa.lg.jp

本件により多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますこと、大変申し訳ございません。改めてお詫び申し上げます。

当院では、今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止策を講じるとともに、改めて個人情報の管理徹底を図っていく所存です。